

## 新旧対照表

### ○水道工事標準仕様書

新	旧
I 共通編	I 共通編
1. 総則	1. 総則
1. 1 一般事項	1. 1 一般事項
1. 1. 1・1. 1. 2 (略)	1. 1. 1・1. 1. 2 (略)
1. 1. 3 用語の定義 1～38 (略)	1. 1. 3 用語の定義 1～38 (略)
39. J I S規格とは、日本 <u>産</u> 業規格をいう。また、設計図書のJ I S製品記号は、J I Sの国際単位系(S I)移行(以下「新J I S」という。)に伴い、すべて新J I Sの製品記号としているが、旧J I Sに対応した材料を使用する場合は、旧J I S製品記号に読み替えることができる。	39. J I S規格とは、日本 <u>工</u> 業規格をいう。また、設計図書のJ I S製品記号は、J I Sの国際単位系(S I)移行(以下「新J I S」という。)に伴い、すべて新J I Sの製品記号としているが、旧J I Sに対応した材料を使用する場合は、旧J I S製品記号に読み替えることができる。
40・41 (略)	40・41 (略)
1. 1. 4 法令等の遵守	1. 1. 4 法令等の遵守
1. (略)	1. (略)
(1) 建設業法 (令和4年6月改正 法律第68号)	(1) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)
(2) 道路法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(2) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9号)
(3) 河川法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(3) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)
(4) 建築基準法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(4) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号)
(5) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号)	(5) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)
(6) 電波法 (令和5年6月改正 法律第40号)	(6) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)
(7) 測量法 (令和4年6月改正 法律第68号)	(7) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)
(8) 砂防法 (令和4年6月改正 法律第68号)	(8) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)
(9) 地すべり等防止法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(9) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
(10) 砂利採取法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(10) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)
(11) 下水道法 (令和4年6月改正 法律第68号)	(11) 下水道法 (令和3年5月改正 法律第31号)
(12) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(12) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)
(13) 航空法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(13) 航空法 (令和3年6月改正 法律第65号)
(14) 水道法 (令和5年5月改正 法律第36号)	(14) 水道法 (令和元年1月改正 法律第37号)
(15) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)	(15) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)
(16) 水質汚濁防止法 (令和4年6月改正 法律第68号)	(16) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
(17) 湖沼水質保全特別措置法 (令和4年6月改正 法律第68号)	(17) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)

新		旧	
(18) 大気汚染防止法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(18) 大気汚染防止法	(令和2年6月改正 法律第39号)
(19) 振動規制法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(19) 振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(20) 騒音規制法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(20) 騒音規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(21) 労働基準法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(21) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)
(22) 労働者災害補償保険法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(22) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)
(23) 職業安定法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(23) 職業安定法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(24) 中小企業退職金共済法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(24) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)
(25) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(25) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)
(26) 雇用保険法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(26) 雇用保険法	(令和3年6月改正 法律第58号)
(27) 作業環境測定法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(27) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(28) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(28) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)
(29) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年6月改正 法律第68号)	(29) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和2年3月改正 法律第14号)
(30) 出入国管理及び難民認定法	(令和5年12月改正 法律第84号)	(30) 出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正 法律第69号)
(31) 道路交通法	(令和5年6月改正 法律第63号)	(31) 道路交通法	(令和2年6月改正 法律第52号)
(32) 道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)	(32) 道路運送法	(令和2年6月改正 法律第36号)
(33) 道路運送車両法	(令和5年6月改正 法律第63号)	(33) 道路運送車両法	(令和3年5月改正 法律第37号)
(34) 消防法	(令和5年6月改正 法律第58号)	(34) 消防法	(令和3年5月改正 法律第36号)
(35) 毒物及び劇物取締法	(令和5年5月改正 法律第36号)	(35) 毒物及び劇物取締法	(平成30年6月改正 法律第66号)
(36) 火薬類取締法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(36) 火薬類取締法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(37) 建設工事公衆災害防止対策要綱	(令和元年9月国土交通省告示496号)	(37) 建設工事公衆災害防止対策要綱	(令和元年9月国土交通省告示496号)
(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和4年6月改正 法律第68号)	(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正 法律第37号)
(39) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和4年5月改正 法律第46号)	(39) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成26年6月改正 法律第69号)
(40) 文化財保護法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(40) 文化財保護法	(令和3年3月改正 法律第22号)
(41) 労働安全衛生法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(41) 労働安全衛生法	(平成26年12月改正 法律第82号)
(42) 労働安全衛生規則	(令和5年9月改正 厚生労働省令第121号)	(42) 労働安全衛生規則	(令和3年12月改正 厚生労働省令第188号)
(43) 特定化学物質等障害予防規則	(令和5年4月改正 厚生労働省令第70号)	(43) 特定化学物質等障害予防規則	(令和2年4月改正 厚生労働省令第89号)
(44) 石綿障害予防規則	(令和5年12月改正 厚生労働省令第165号)	(44) 石綿障害予防規則	(令和3年5月改正 厚生労働省令第96号)
(45) 酸素欠乏症等防止規則	(令和4年4月改正 厚生労働省令第82号)	(45) 酸素欠乏症等防止規則	(平成30年6月改正 厚生労働省令第75号)
(46) 健康保険法	(令和5年6月改正 法律第48号)	(46) 健康保険法	(令和4年1月改正 法律第66号)
(47) 都市公園法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(47) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)
(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和4年6月改正 法律第68号)	(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)
(49) 土壌汚染対策法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(49) 土壌汚染対策法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)	(50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)
(51) 千葉県水道事業給水条例	(令和元年7月改正千葉県条例第7号)	(51) 千葉県水道事業給水条例	(令和2年4月改正千葉県水道局規定第5号)
(52) 自然環境保全法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(52) 自然環境保全法	(平成31年4月改正 法律第20号)
(53) 自然公園法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(53) 自然公園法	(令和3年5月改正 法律第29号)
(54) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第36号)	(54) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第36号)

新	旧
<p>(55) 河川法施行<del>令</del> (令和 4 年 3 月改正 <del>政令</del>第 167 号)</p> <p>(56) 技術士法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)</p> <p>(57) 計量法 (<del>令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号</del>)</p> <p>(58) 厚生年金保険法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 53 号)</p> <p>(59) 最低賃金法 (<del>令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号</del>)</p> <p>(60) 所得税法 (令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号)</p> <p>(61) 著作権法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 53 号)</p> <p>(62) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)</p> <p>(63) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)</p> <p>(64) 農薬取締法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)</p> <p>(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (<del>令和 4 年 6 月法律第 68 号</del>)</p> <p>(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月法律第 35 号)</p> <p>(67) 警備業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)</p> <p>(68) 個人情報の保護に関する法律 (令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号)</p> <p>(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)</p>	<p>(55) 河川法施行<del>法</del> (令和元年 12 月改正 <del>法律</del>第 183 号)</p> <p>(56) 技術士法 (令和<del>元</del>年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(57) 計量法 (<del>平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号</del>)</p> <p>(58) 厚生年金保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(59) 最低賃金法 (<del>平成 24 年 4 月改正 法律第 28 号</del>)</p> <p>(60) 所得税法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 11 号)</p> <p>(61) 著作権法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 48 号)</p> <p>(62) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(63) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(64) 農薬取締法 (令和<del>元</del>年 12 月改正 法律第 62 号)</p> <p>(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (<del>平成 29 年 5 月法律第 41 号</del>)</p> <p>(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月法律第 35 号)</p> <p>(67) 警備業法 (令和<del>元</del>年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(68) <del>行政機関の保有する</del>個人情報の保護に関する法律 (令和<del>元</del>年 6 月改正 法律第 37 号)</p> <p>(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)</p>
2・3 (略)	2・3 (略)
1. 1. 5～1. 1. 9 (略)	1. 1. 5～1. 1. 9 (略)
1. 1. 10 設計図書の照査等	1. 1. 10 設計図書の照査等
1 (略)	1 (略)
<p>2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	<p>2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>
<p><u>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 20 条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</u></p>	
3 (略)	3 (略)
1. 1. 11 工事の一時中止	1. 1. 11 工事の一時中止
1・2 (略)	1・2 (略)
<p>3. 前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、<u>協議する</u>ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>3. 前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、<u>承諾を得る</u>ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>
1. 1. 12～1. 1. 18 (略)	1. 1. 12～1. 1. 18 (略)

新	旧
<p>1. 1. 19 特許権等 1・2 (略)</p> <p>3. 発注者が、引き渡しを受けた契約の目的物が著作権法（<u>令和5年6月改正法律第53号第2条第1項第1号</u>）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>1. 1. 20 調査・試験に対する協力 1・2 (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、<u>当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>1. 1. 21 保険の付保及び事故の補償 1・2 (略)</p> <p><u>3. 受注者は、法定外の労災保険に付きなければならない。</u></p> <p>4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書（発注官公庁等用）を貼付した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書」を建設工事契約締結後1ヶ月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況遅延報告書」を提出しなければならない。</p> <p>1. 1. 22～1. 1. 25 (略)</p> <p>1. 2 工事施工</p> <p>1. 2. 1～1. 2. 4 (略)</p> <p>1. 2. 5 施工計画書 1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（<u>工期や数量等の軽微な変更は除く</u>）には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出し</p>	<p>1. 1. 19 特許権等 1・2 (略)</p> <p>3. 発注者が、引き渡しを受けた契約の目的物が著作権法（<u>平成26年法律第35号第2条第1項第1号</u>）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p>1. 1. 20 調査・試験に対する協力 1・2 (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>1. 1. 21 保険の付保及び事故の補償 1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>4. 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書（発注官公庁等用）を貼付した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書」を建設工事契約締結後1ヶ月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況遅延報告書」を提出しなければならない。</p> <p>1. 1. 22～1. 1. 25 (略)</p> <p>1. 2 工事施工</p> <p>1. 2. 1～1. 2. 4 (略)</p> <p>1. 2. 5 施工計画書 1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>1. 2. 6～1. 2. 12 (略)</p> <p><b>1. 2. 13 施工体制台帳</b> 1～2 (略)</p> <p>3. 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。</p> <div data-bbox="136 571 636 821" data-label="Image"> </div>	<p>4 (略)</p> <p>1. 2. 6～1. 2. 12 (略)</p> <p><b>1. 2. 13 施工体制台帳</b> 1～2 (略)</p> <p>3. 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。</p> <div data-bbox="1144 571 1644 821" data-label="Image"> </div>
<p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</p> <p>[注2] 所属会社の社印とする。</p> <p>図1-1 名札の標準図</p> <p>4 (略)</p> <p><b>1. 2. 14 工事の下請負</b> 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。<u>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u></p> <p>1. 2. 15～1. 2. 18 (略)</p> <p><b>1. 2. 19 施工時期及び施工時間の変更</b> 1 (略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、<u>作業を行</u></p>	<p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</p> <p>[注2] 所属会社の社印とする。</p> <p>図1-1 名札の標準図</p> <p>4 (略)</p> <p><b>1. 2. 14 工事の下請負</b> 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p> <p>1. 2. 15～1. 2. 18 (略)</p> <p><b>1. 2. 19 施工時期及び施工時間の変更</b> 1 (略)</p> <p>2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に<u>現道上の工</u></p>

新	旧
<p>うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。<u>ただし、現道上の工事及び監督職員が必要と認めた場合には、書面により提出しなければならない。</u></p> <p>3～4（略）</p> <p>1. 2. 20・1. 2. 21（略）</p> <p><b>1. 2. 22 建設副産物の処理</b></p> <p>1（略）</p> <p>2. 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）などの建設副産物の取扱いに当たっては、<u>「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）</u>、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」、「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出しなければならない。また、最終請負金額が100万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくなければならない。</p> <p>なお、各書類は、特記仕様書等により、<u>「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」</u>を利用し適正に登録・作成しなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> <p><b>1. 2. 23 CORINSへの登録</b></p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内（フレックス工期契約制度を利用する場合はフレックス着手日から10日以内）に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更</p>	<p><u>事または監督職員が把握していない</u>作業を行うにあたっては、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>1. 2. 20・1. 2. 21（略）</p> <p><b>1. 2. 22 建設副産物の処理</b></p> <p>1（略）</p> <p>2. 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）などの建設副産物の取扱いに当たっては、<u>「千葉県建設リサイクル推進計画2016」</u>、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」、「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出しなければならない。また、最終請負金額が100万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくなければならない。</p> <p>なお、各書類は、特記仕様書等により、<u>別途システム</u>を利用し適正に登録・作成しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p><b>1. 2. 23 CORINSへの登録</b></p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内（フレックス工期契約制度を利用する場合はフレックス着手日から10日以内）に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更</p>



新	旧
<p>の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間（<u>土曜日、日曜日、祝日等を除く</u>）に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できる。</p> <p>1. 2. 24～1. 2. 26（略）</p> <p><b>1. 3 安全管理</b></p> <p><b>1. 3. 1 工事中の安全管理</b></p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和<u>4年2月</u>）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）及びJISA 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2（略）</p> <p>3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>国土交通省 告示第469号、令和元年9月2日</u>）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4～19（略）</p> <p>20. 監督職員が、労働安全衛生法（<u>令和4年6月改正、法律第68号</u>）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>21～27（略）</p> <p><b>1. 3. 2（略）</b></p> <p><b>1. 3. 3 交通及び保安上の措置</b></p> <p>1. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたり、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（<u>令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号</u>）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（令和元年5月21日改正 国関整道管第8号）に基づき安全対策を講じなければならない。</p>	<p>の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できる。</p> <p>1. 2. 24～1. 2. 26（略）</p> <p><b>1. 3 安全管理</b></p> <p><b>1. 3. 1 工事中の安全管理</b></p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和<u>2年3月</u>）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）及びJISA 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2（略）</p> <p>3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>建設事務次官通達、平成5年1月12日</u>）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4～19（略）</p> <p>20. 監督職員が、労働安全衛生法（<u>平成23年6月24日、法律第74号</u>）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>21～27（略）</p> <p><b>1. 3. 2（略）</b></p> <p><b>1. 3. 3 交通及び保安上の措置</b></p> <p>1. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたり、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（<u>平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第4号</u>）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（令和元年5月21日改正 国関整道管第8号）に基づき安全対策を講じなければならない。</p>

新	旧								
<p>1. 3. 4 (略)</p> <p>1. 3. 5 事故防止</p> <p>1. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱 (<a href="#">国土交通省 告示第 469 号、令和元年 9 月 2 日</a>) に基づき、公衆の生命・財産等に危害、迷惑を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>1. 3. 6 (略)</p> <p>1. 3. 7 事故時等の報告</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、監督職員から、事故報告書の作成を指示された場合は、千葉県土木工事共通仕様書第 1 編 1 - 1 - <a href="#">3.1</a> 事故報告書により事故報告書を作成しなければならない。なお、発注者から <a href="#">建設工事事故データベースシステム</a> へ登録するよう指示があった場合、受注者は遅滞なく入力しなければならない。</p> <p>1. 3. 8 環境対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>1. 3. 4 (略)</p> <p>1. 3. 5 事故防止</p> <p>1. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱 (<a href="#">建設省事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日</a>) に基づき、公衆の生命・財産等に危害、迷惑を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>1. 3. 6 (略)</p> <p>1. 3. 7 事故時等の報告</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、監督職員から、事故報告書の作成を指示された場合は、千葉県土木工事共通仕様書第 1 編 1 - 1 - <a href="#">3.0</a> 事故報告書により事故報告書を作成しなければならない。なお、発注者から <a href="#">下記 S A S</a> へ登録するよう指示があった場合、受注者は遅滞なく入力しなければならない。</p> <p>1. 3. 8 環境対策</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 (略)</p>								
<p style="text-align: center;">表 1.2</p> <table border="1" data-bbox="152 866 996 1425"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 866 573 903">機 種</th> <th data-bbox="573 866 996 903">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 903 573 1425">           一般工事中建設機械            ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管注入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン         </td> <td data-bbox="573 903 996 1425">           ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW 以上 260KW 以下）を搭載した建設機械に限る。   <u>ただし、道路運送車両の安全基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事中建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管注入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW 以上 260KW 以下）を搭載した建設機械に限る。  <u>ただし、道路運送車両の安全基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</u>	<p style="text-align: center;">表 1.2</p> <table border="1" data-bbox="1160 866 2004 1425"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 866 1581 903">機 種</th> <th data-bbox="1581 866 2004 903">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 903 1581 1425">           一般工事中建設機械            ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管注入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン         </td> <td data-bbox="1581 903 2004 1425">           ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW 以上 260KW 以下）を搭載した建設機械に限る。         </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事中建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管注入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW 以上 260KW 以下）を搭載した建設機械に限る。
機 種	備 考								
一般工事中建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管注入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW 以上 260KW 以下）を搭載した建設機械に限る。  <u>ただし、道路運送車両の安全基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</u>								
機 種	備 考								
一般工事中建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管注入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW 以上 260KW 以下）を搭載した建設機械に限る。								



新		旧	
表 1.3		表 1.3	
機 種	備 考	機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30KW～260KW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている <b>大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の</b> 自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30KW～260KW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
7（略）		7（略）	
8. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達」の推進等に関する法律（ <b>令和3年5月</b> 改正、法律 <b>第36号</b> 。「グリーン購入法」という。）第10条の規定により定めた「千葉県環境配慮物品調達方針」の対象物品の使用を推進するものとする。		8. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達」の推進等に関する法律（ <b>平成15年7月</b> 改正、法律 <b>第119号</b> 。「グリーン購入法」という。）第10条の規定により定めた「千葉県環境配慮物品調達方針」の対象物品の使用を推進するものとする。	
9・10（略）		9・10（略）	
1. 3. 9～1. 3. 11（略）		1. 3. 9～1. 3. 11（略）	
1. 4（略）		1. 4（略）	
2. 材 料（略）		2. 材 料（略）	
3. 工 事		3. 工 事	
3. 1・3. 2（略）		3. 1・3. 2（略）	
3. 3 基礎工		3. 3 基礎工	
3. 3. 1～3. 3. 3（略）		3. 3. 1～3. 3. 3（略）	
3. 3. 4 地盤改良工		3. 3. 4 地盤改良工	
1. 固結工		1. 固結工	
(1) 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、 <u>スラリー攪拌</u> 及び <b>中層混合処理</b> を示すものとする。		(1) 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。	

新	旧
<p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 中層混合処理については以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。</u>  <u>なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>② <u>施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。</u></p> <p>③ <u>受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><b>3. 4 コンクリート工</b></p> <p><b>3. 4. 1・3. 4. 2 (略)</b></p> <p><b>3. 4. 3 工場の選定</b></p> <p>(1) 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（<u>令和4年6月改正法律68号</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国<u>生コンクリート</u>品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）を選定し、その製品はJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条(3)、(4)項の規定によるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><b>3. 4. 4～3. 4. 7 (略)</b></p> <p><b>3. 4. 8 締固め</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレーターを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。（ただし、建築工事は除く。）</u></p> <p><b>3. 4. 9～3. 4. 13 (略)</b></p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>3. 4 コンクリート工</b></p> <p><b>3. 4. 1・3. 4. 2 (略)</b></p> <p><b>3. 4. 3 工場の選定</b></p> <p>(1) 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（<u>平成30年5月30日法律33号</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）を選定し、その製品はJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条(3)、(4)項の規定によるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><b>3. 4. 4～3. 4. 7 (略)</b></p> <p><b>3. 4. 8 締固め</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>3. 4. 9～3. 4. 13 (略)</b></p>

新	旧
<p><b>3. 4. 1 4 暑中コンクリート</b> 1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJ I S Arf 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p><b>3. 4. 1 5～3. 4. 1 7 (略)</b></p> <p><b>3. 5 (略)</b></p> <p><b>3. 6 鉄筋工</b></p> <p><b>3. 6. 1～3. 6. 3 (略)</b></p> <p><b>3. 6. 4 組立て</b> 1. (略) 2. 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を直径0.8 mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。<u>使用した焼きなまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。</u>また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><b>3. 4. 1 4 暑中コンクリート</b> 1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJ I S Arf 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。<u>また、遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会 J S C E - D 1 0 1 によるものとし、</u>なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p><b>3. 4. 1 5～3. 4. 1 7 (略)</b></p> <p><b>3. 5 (略)</b></p> <p><b>3. 6 鉄筋工</b></p> <p><b>3. 6. 1～3. 6. 3 (略)</b></p> <p><b>3. 6. 4 組立て</b> 1. (略) 2. 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を直径0.8 mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>

新旧対照表

○水道工事標準仕様書

新	旧
<p>II 管路工事編</p> <p>4. 管路工事</p> <p>4. 1 施工一般</p> <p>4. 1. 1～4. 1. 13 (略)</p> <p>4. 1. 14 管の据付け 1～8 (略)</p> <p>9. さや管内に<u>エアミルク</u>等を充填する場合は、全延長にわたり管周囲に均等に施工しなければならない。</p> <p>4. 1. 15～4. 1. 38 (略)</p> <p>4. 2・4. 3 (略)</p> <p>5. 鋳鉄管製作並びに接合工事 (略)</p> <p>6. 鋼管製作並びに接合工事</p> <p>6. 1～6. 3 (略)</p> <p>6. 4 現場塗覆装</p> <p>6. 4. 1 (略)</p> <p>6. 4. 2 現場塗覆装</p> <p>1. 管の外表面塗覆装は、次の各号によるものとする。 (1) 管の外表面塗覆装は、J I S G 3443-<u>3</u>(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆)によるものとし、被覆厚さは厚3.0mm以上とする。なお、これ以外の塗覆装仕様の場合は設計図書によるものとする。 (2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>II 管路工事編</p> <p>4. 管路工事</p> <p>4. 1 施工一般</p> <p>4. 1. 1～4. 1. 13 (略)</p> <p>4. 1. 14 管の据付け 1～8 (略)</p> <p>9. さや管内に<u>砂</u>等を充填する場合は、全延長にわたり管周囲に均等に施工しなければならない。</p> <p>4. 1. 15～4. 1. 38 (略)</p> <p>4. 2・4. 3 (略)</p> <p>5. 鋳鉄管製作並びに接合工事 (略)</p> <p>6. 鋼管製作並びに接合工事</p> <p>6. 1～6. 3 (略)</p> <p>6. 4 現場塗覆装</p> <p>6. 4. 1 (略)</p> <p>6. 4. 2 現場塗覆装</p> <p>1. 管の外表面塗覆装は、次の各号によるものとする。 (1) 管の外表面塗覆装は、J I S G 3443-<u>4</u>(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆)によるものとし、被覆厚さは厚3.0mm以上とする。なお、これ以外の塗覆装仕様の場合は設計図書によるものとする。 (2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新旧対照表

○水道工事標準仕様書













新	旧
<p style="text-align: center;"><b>IV 電機・通信・機械工事等</b></p> <p style="text-align: center;">1 3. 共通事項 (略)</p> <p style="text-align: center;">1 4. 電気設備工事</p> <p>1 4. 1 (略)</p> <p>1 4. 2 機器</p> <p>1 4. 2. 1・1 4. 2. 2 (略)</p> <p>1 4. 2. 3 受変電設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 高压用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) モールド変圧器仕様</p> <p>① 準拠規格 JEM 1118、JEM 1310、JEM 1501、JEC 2200、JIS C 4306</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>1 4. 2. 4～1 4. 2. 10 (略)</p> <p>1 4. 3 材料</p> <p>1 4. 3. 1 使用材料</p> <p>1. ケーブル及び電線類</p> <p>(1) ケーブル、電線及び付属品</p> <p>① (略)</p> <p>② 電線の種類及び太さは、特記仕様書によるが、特に記載のない場合は、次のとおりとする。</p> <p>イ 高压ケーブルは、公称断面積 14 mm<sup>2</sup>以上の架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシース<u>ケ</u> <u>ニ</u>ブル (CE/FまたはCET/F) を使用すること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>IV 電機・通信・機械工事等</b></p> <p style="text-align: center;">1 3. 共通事項 (略)</p> <p style="text-align: center;">1 4. 電気設備工事</p> <p>1 4. 1 (略)</p> <p>1 4. 2 機器</p> <p>1 4. 2. 1・1 4. 2. 2 (略)</p> <p>1 4. 2. 3 受変電設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 高压用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) モールド変圧器仕様</p> <p>① 準拠規格 JEM 1118、JEM 1310、<u>JEM 1483</u>、JEM 1501、JEC 2200、JIS C 4306</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>1 4. 2. 4～1 4. 2. 10 (略)</p> <p>1 4. 3 材料</p> <p>1 4. 3. 1 使用材料</p> <p>1. ケーブル及び電線類</p> <p>(1) ケーブル、電線及び付属品</p> <p>① (略)</p> <p>② 電線の種類及び太さは、特記仕様書によるが、特に記載のない場合は、次のとおりとする。</p> <p>イ 高压ケーブルは、公称断面積 14 mm<sup>2</sup>以上の架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシース<u>ケ</u></p>





新	旧
<p>ロ～ホ (略) (2) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>15. 機械設備工事 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>16. 計装設備工事</b></p> <p><b>16.1 (略)</b></p> <p><b>16.2 機器</b></p> <p><b>16.2.1 (略)</b></p> <p><b>16.2.2 計装機器</b></p> <p>1～6 (略)</p> <p>7. 表示機器</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指示警報計</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 警報機能 上下限<b>設定</b>可能なものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>二</b>プル (CE/FまたはCET/F) を使用すること。</p> <p>ロ～ホ (略) (2) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>15. 機械設備工事 (略)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>16. 計装設備工事</b></p> <p><b>16.1 (略)</b></p> <p><b>16.2 機器</b></p> <p><b>16.2.1 (略)</b></p> <p><b>16.2.2 計装機器</b></p> <p>1～6 (略)</p> <p>7. 表示機器</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指示警報計</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 警報機能 上下限定可能なものとする。</p>



新旧対照表

○水道工事標準仕様書

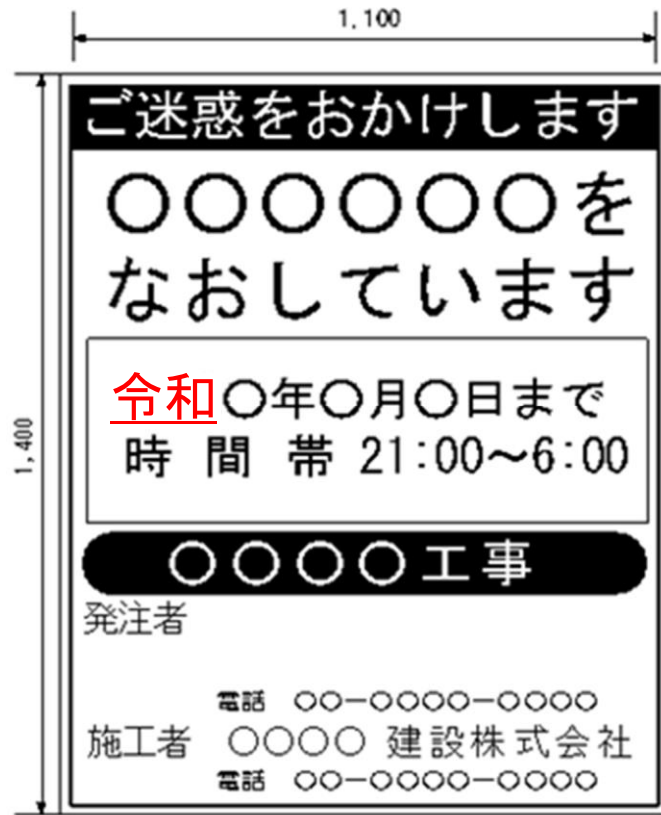
新	旧																												
<p style="text-align: center;">V 工事関係要領等</p> <p style="text-align: center;">17・18 (略)</p> <p style="text-align: center;">19. 工事完成図作成要領</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 記載事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平面図</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 記入場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引出線の記入場所は、道路のコーナー、家屋塀の端の延長線上とすること。</li> </ul> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>7. 図上の表示</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 管種別略称</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・ダクタイル鋳鉄管 A形</td> <td style="text-align: right;">ADP</td> </tr> <tr> <td>・ " 耐震継手 (NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装</td> <td style="text-align: right;">NSDP (E)</td> </tr> <tr> <td>・ " 耐震継手 (GX形) <u>内面エポキシ樹脂粉体塗装</u></td> <td style="text-align: right;">GXDP (E)</td> </tr> <tr> <td>・ " 耐震継手 (S50形) <u>内面エポキシ樹脂粉体塗装</u></td> <td style="text-align: right;">S50DP (E)</td> </tr> </table> <p>(4) 各種記号</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・受水槽</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup> (水槽容量)</td> </tr> <tr> <td>・高架水槽</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup> (水槽容量)</td> </tr> </table> <p>(5) (略)</p>	・ダクタイル鋳鉄管 A形	ADP	・ " 耐震継手 (NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	NSDP (E)	・ " 耐震継手 (GX形) <u>内面エポキシ樹脂粉体塗装</u>	GXDP (E)	・ " 耐震継手 (S50形) <u>内面エポキシ樹脂粉体塗装</u>	S50DP (E)	・受水槽		m <sup>3</sup> (水槽容量)	・高架水槽		m <sup>3</sup> (水槽容量)	<p style="text-align: center;">V 工事関係要領等</p> <p style="text-align: center;">17・18 (略)</p> <p style="text-align: center;">19. 工事完成図作成要領</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 記載事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平面図</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 記入場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引出線の記入場所は、道路のコーナー、家屋塀の<u>樋</u>の延長線上とすること。</li> </ul> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>7. 図上の表示</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 管種別略称</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・ダクタイル鋳鉄管 A形</td> <td style="text-align: right;">ADP</td> </tr> <tr> <td>・ " 耐震継手 (NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装</td> <td style="text-align: right;">NSDP (E)</td> </tr> <tr> <td>・ " 耐震継手 (GX形)</td> <td style="text-align: right;">GXDP (E)</td> </tr> <tr> <td>・ " 耐震継手 (S50形)</td> <td style="text-align: right;">S50DP (E)</td> </tr> </table> <p>(4) 各種記号</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・受水槽</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup> (水槽容量)</td> </tr> <tr> <td>・高架水槽</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: right;">m<sup>3</sup> (水槽容量)</td> </tr> </table> <p>(5) (略)</p>	・ダクタイル鋳鉄管 A形	ADP	・ " 耐震継手 (NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	NSDP (E)	・ " 耐震継手 (GX形)	GXDP (E)	・ " 耐震継手 (S50形)	S50DP (E)	・受水槽		m <sup>3</sup> (水槽容量)	・高架水槽		m <sup>3</sup> (水槽容量)
・ダクタイル鋳鉄管 A形	ADP																												
・ " 耐震継手 (NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	NSDP (E)																												
・ " 耐震継手 (GX形) <u>内面エポキシ樹脂粉体塗装</u>	GXDP (E)																												
・ " 耐震継手 (S50形) <u>内面エポキシ樹脂粉体塗装</u>	S50DP (E)																												
・受水槽		m <sup>3</sup> (水槽容量)																											
・高架水槽		m <sup>3</sup> (水槽容量)																											
・ダクタイル鋳鉄管 A形	ADP																												
・ " 耐震継手 (NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	NSDP (E)																												
・ " 耐震継手 (GX形)	GXDP (E)																												
・ " 耐震継手 (S50形)	S50DP (E)																												
・受水槽		m <sup>3</sup> (水槽容量)																											
・高架水槽		m <sup>3</sup> (水槽容量)																											

新	旧
<p>(6) 異形管記号 (配管詳細図用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>G X形更新連絡管 通常 (Aタイプ)</u> </li> <li>・ <u>G X形更新連絡管 分岐弁 90° 回転時</u> </li> <li>・ <u>G X形更新連絡管 通常 (Bタイプ)</u> </li> <li>・ <u>G X形更新連絡管 本管側栓設置時 (弁体撤去後)</u> </li> </ul>	<p>(6) 異形管記号 (配管詳細図用)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(7) (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>20. 工事記録写真撮影要領</b></p> <p><b>20.1 共通事項</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 工事写真は、<u>「千葉県企業局電子納品運用ガイドライン (案)」の「6.7 工事写真」に基づき撮影しなければならない。</u></p> <p>4. 工事写真は、<u>電子納品を必須とし、工事完成時に監督職員に電子納品するものとする。ただし、工事の途中であっても、監督職員が請求した場合には速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p><b>20.2 (略)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>20. 工事記録写真撮影要領</b></p> <p><b>20.1 共通事項</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 工事写真は、<u>監督職員が指示した場合を除き、原則としてカラー撮影し、その大きさはサービス版程度とするものとする。</u></p> <p>4. 工事写真は、<u>A4版の工事写真帳に整理するものとし、原則として工事完成時に監督職員に1部提出するものとする。ただし、工事の途中であっても、監督職員が請求した場合には速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p><b>20.2 (略)</b></p>

新

2 1. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準

(別紙)  
様式 1

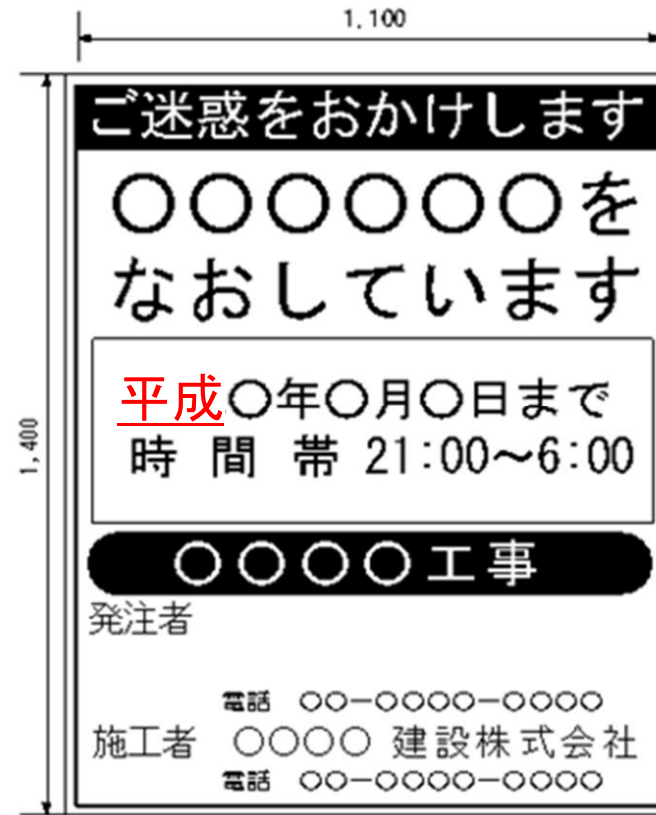


別表参考 (略)  
参考 (1) (略)

旧

2 1. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準

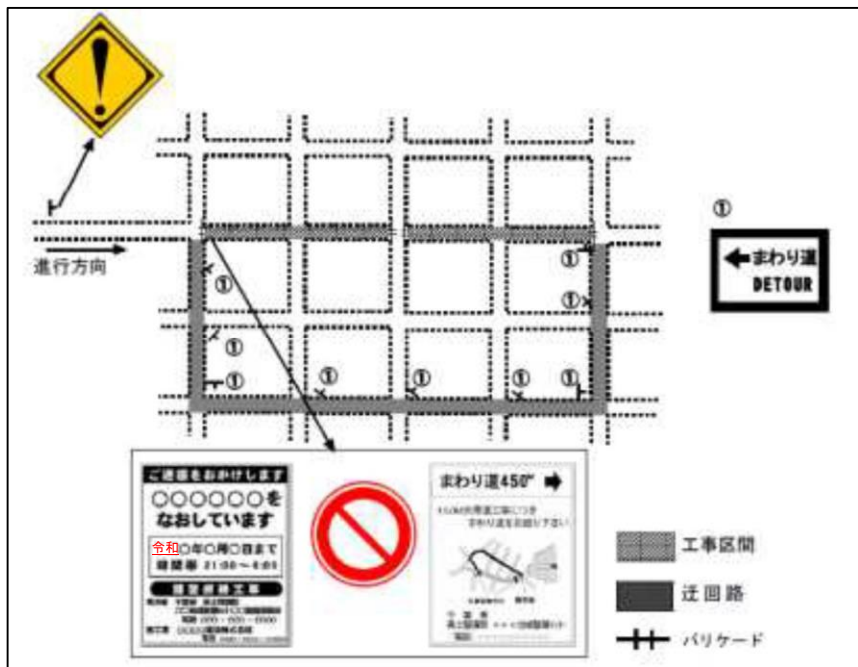
(別紙)  
様式 1



別表参考 (略)  
参考 (1) (略)

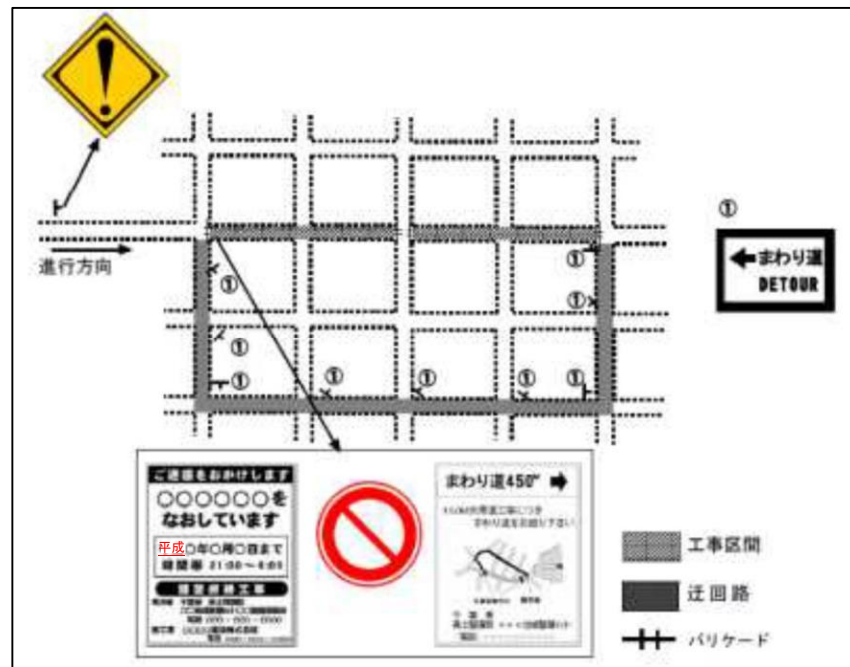
新

参考（２） 工事中迂回路の表示例（市街部の場合）  
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



旧

参考（２） 工事中迂回路の表示例（市街部の場合）  
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



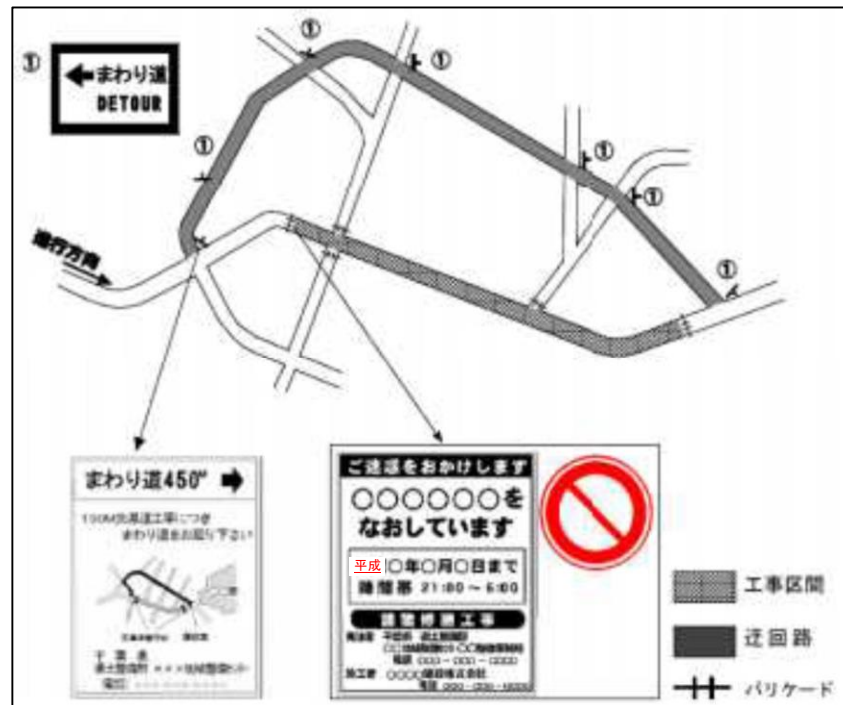
新

参考（3） 工事中迂回路の表示例（地方部の場合）  
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



旧

参考（3） 工事中迂回路の表示例（地方部の場合）  
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



新

(様式1参考)

55cm 140cm を 予 定 し て い ま す  ○○を な お す 工 事  ○○年○月○日頃 か ら ○月○日頃 ま で  <b>令和</b> ○年○月○日頃 か ら ○月○日頃 ま で  <b>道の相談室</b> http://www.torai.co.jp/shindai/ 0120-106-4870(24h) (7h) 048-606-4870(営業時間)	55cm 140cm ご迷惑をおかけします  ○○を な お し て い ま す  ○○年○月○日 ま で  <b>令和</b> ○年○月○日 ま で  <b>道の相談室</b> http://www.torai.co.jp/shindai/ 0120-106-4870(24h) (7h) 048-606-4870(営業時間)	55cm 140cm を 予 定 し て い ま す  ○○を 行 な う 工 事  ○○年○月○日頃 か ら ○月○日頃 ま で  <b>令和</b> ○年○月○日頃 か ら ○月○日頃 ま で  <b>道の相談室</b> http://www.torai.co.jp/shindai/ 0120-106-4870(24h) (7h) 048-606-4870(営業時間)	55cm 140cm ご迷惑をおかけします  ○○を 行 な っ て い ま す  ○○年○月○日 ま で  <b>令和</b> ○年○月○日 ま で  <b>道の相談室</b> http://www.torai.co.jp/shindai/ 0120-106-4870(24h) (7h) 048-606-4870(営業時間)
---	---	---	---

旧

(様式1参考)

55cm 140cm を 予 定 し て い ま す  ○○を な お す 工 事  ○○年○月○日頃 か ら ○月○日頃 ま で  <b>平成</b> ○年○月○日頃 か ら ○月○日頃 ま で  <b>道の相談室</b> http://www.torai.co.jp/shindai/ 0120-106-4870(24h) (7h) 048-606-4870(営業時間)	55cm 140cm ご迷惑をおかけします  ○○を な お し て い ま す  ○○年○月○日 ま で  <b>平成</b> ○年○月○日 ま で  <b>道の相談室</b> http://www.torai.co.jp/shindai/ 0120-106-4870(24h) (7h) 048-606-4870(営業時間)	55cm 140cm を 予 定 し て い ま す  ○○を 行 な う 工 事  ○○年○月○日頃 か ら ○月○日頃 ま で  <b>平成</b> ○年○月○日頃 か ら ○月○日頃 ま で  <b>道の相談室</b> http://www.torai.co.jp/shindai/ 0120-106-4870(24h) (7h) 048-606-4870(営業時間)	55cm 140cm ご迷惑をおかけします  ○○を 行 な っ て い ま す  ○○年○月○日 ま で  <b>平成</b> ○年○月○日 ま で  <b>道の相談室</b> http://www.torai.co.jp/shindai/ 0120-106-4870(24h) (7h) 048-606-4870(営業時間)
---	---	---	---



新

2.2. 道路工事保安施設設置基準

保安施設標準様式図			
番号	5	6	7
記号	⑤	⑥	⑦
名称	標示板(工事中看板)	保安灯	歩道柵
様式 および 標準寸法 (単位 mm)			
注	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 標示板の様式については P251 別紙様式 1 を参考とする。</li> <li>(2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li> <li>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 柱およびロープは黒黄の織をほどこすものとする。</li> <li>(2) ロープの外径は 12mm 以上とする。</li> <li>(3) 柱間隔は約 5m とする。</li> <li>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

旧

2.2. 道路工事保安施設設置基準

保安施設標準様式図			
番号	5	6	7
記号	⑤	⑥	⑦
名称	標示板(工事中看板)	保安灯	歩道柵
様式 および 標準寸法 (単位 mm)			
注	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 標示板の様式については P251 別紙様式 1 を参考とする。</li> <li>(2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</li> <li>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 柱およびロープは黒黄の織をほどこすものとする。</li> <li>(2) ロープの外径は 12mm 以上とする。</li> <li>(3) 柱間隔は約 5m とする。</li> <li>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

保安施設標準様式図		
番号	16	17
記号	⑯	⑰
名称	工事情報看板	工事説明看板
様式 および 標準寸法 (単位 mm)		
注	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 色彩は、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</li> <li>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。</li> <li>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように縁石境界を守って、堅固に設置する。</li> <li>(4) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</li> <li>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</li> <li>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示するものとする。</li> <li>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように縁石境界を守って、堅固に設置する。</li> <li>(4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</li> <li>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

保安施設標準様式図		
番号	16	17
記号	⑯	⑰
名称	工事情報看板	工事説明看板
様式 および 標準寸法 (単位 mm)		
注	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 色彩は、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</li> <li>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。</li> <li>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように縁石境界を守って、堅固に設置する。</li> <li>(4) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</li> <li>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</li> <li>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示するものとする。</li> <li>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように縁石境界を守って、堅固に設置する。</li> <li>(4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</li> <li>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>

新

迂回路表示 迂回路表示

工事区間 迂回路 バリケード

ご迷惑をおかけします  
〇〇〇〇〇を  
なおしています  
令和〇年〇月〇日まで  
時間帯 21:00~6:00  
工事  
発注者 千歳株式会社  
〇〇水道事務所  
〒〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
市街地の場合

まわり道450M  
この先 工事につき  
まわり道をお取り下さい

ご迷惑をおかけします  
〇〇〇〇〇を  
なおしています  
令和〇年〇月〇日まで  
時間帯 21:00~6:00  
工事  
発注者 千歳株式会社  
〇〇水道事務所  
〒〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
地方部の場合

注) 1. 迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。

23 (略)

旧

迂回路表示 迂回路表示

工事区間 迂回路 バリケード

ご迷惑をおかけします  
〇〇〇〇〇を  
なおしています  
平成〇年〇月〇日まで  
時間帯 21:00~6:00  
工事  
発注者 千歳株式会社  
〇〇水道事務所  
〒〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
市街地の場合

まわり道450M  
この先 工事につき  
まわり道をお取り下さい

ご迷惑をおかけします  
〇〇〇〇〇を  
なおしています  
平成〇年〇月〇日まで  
時間帯 21:00~6:00  
工事  
発注者 千歳株式会社  
〇〇水道事務所  
〒〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
地方部の場合

注) 1. 迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。

23 (略)

新	旧
<b>2 4. 建設工事請負契約書</b>	<b>2 4. 建設工事請負契約書</b>
<b>建設工事請負契約書</b>	<b>建設工事請負契約書</b>
1. 工事名	1. 工事名
2. 工事場所	2. 工事場所
3. 工 期    自 令和    年    月    日  至 令和    年    月    日	3. 工 期    自 令和    年    月    日  至 令和    年    月    日
4. 工事を施工しない日  工事を施工しない時間帯 [注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。	4. 工事を施工しない日  工事を施工しない時間帯 [注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。
5. 請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	5. 請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
6. 契約保証金	6. 契約保証金
<u>7. 建設発生土の搬出先等</u>  <u>      建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり</u> <u>[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。建設発生土を搬出しない場合は削除。</u>	
<u>8. 解体工事に要する費用等</u>  <u>      建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添様式のとおりとする。</u>	

収入印紙	
1万円未満	非課税
200万円以下	200円
300万円 #	500円
500万円 #	1,000円
1,000万円 #	5,000円
5,000万円 #	10,000円
1億円以下	30,000円
5億円 #	60,000円
10億円 #	160,000円
50億円 #	320,000円
50億円をこえるもの	480,000円
契約金額の記載のないもの	200円

収入印紙	
1万円未満	非課税
200万円以下	200円
300万円 #	500円
500万円 #	1,000円
1,000万円 #	5,000円
5,000万円 #	10,000円
1億円以下	30,000円
5億円 #	60,000円
10億円 #	160,000円
50億円 #	320,000円
50億円をこえるもの	480,000円
契約金額の記載のないもの	200円

新	旧
<p><u>[注] 建設リサイクル法の対象建設工事以外の場合は削除。</u></p>	
<p><u>9. 住宅建設瑕疵担保責任保険</u></p>	
<p><u>[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1) 保険法人の名称、(2) 保険金額、(3) 保険期間についてそれぞれ記入する。住宅建設瑕疵担保責任保険の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。新築住宅の建築工事以外の場合は削除。</u></p>	
<p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p> <p>本契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。</p>	<p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p> <p>本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を 保有する。</p>
<p>令和      年      月      日</p>	<p>令和      年      月      日</p>
<p>発注者    住所</p> <p style="text-align: right;">氏名                      印</p>	<p>発注者    住所</p> <p style="text-align: right;">氏名                      印</p>
<p>受注者    住所</p> <p style="text-align: right;">氏名                      印</p>	<p>受注者    住所</p> <p style="text-align: right;">氏名                      印</p>

新

水道工事標準仕様書

2024年度版

昭和52年 4月 1日 初版発行  
昭和55年12月 1日 第2版発行  
平成 2年 5月 1日 第3版発行  
平成 7年 4月 1日 第4版発行  
平成12年 7月 1日 第5版発行  
平成18年 4月 1日 第6版発行  
平成27年 4月 1日 第7版発行  
平成31年 4月 1日 第8版発行  
令和 3年 4月 1日 第9版発行  
令和 4年 4月 1日 第10版発行  
令和 5年 4月 1日 第11版発行  
令和 6年 4月 1日 第12版発行

編集 千葉県企業局

発行 千葉県企業局

〒262-8512 千葉市花見川区幕張町5-417-24

千葉県企業局幕張庁舎

旧

水道工事標準仕様書

2023年度版

昭和52年 4月 1日 初版発行  
昭和55年12月 1日 第2版発行  
平成 2年 5月 1日 第3版発行  
平成 7年 4月 1日 第4版発行  
平成12年 7月 1日 第5版発行  
平成18年 4月 1日 第6版発行  
平成27年 4月 1日 第7版発行  
平成31年 4月 1日 第8版発行  
令和 3年 4月 1日 第9版発行  
令和 4年 4月 1日 第10版発行  
令和 5年 4月 1日 第11版発行

編集 千葉県企業局

発行 千葉県企業局

〒262-8512 千葉市花見川区幕張町5-417-24

千葉県企業局幕張庁舎